

倫理規程

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター（以下「法人」という。）のすべての理事及び監事（以下、「役員」という）、職員が遵守すべき倫理規準について定める。

(適用)

第2条 この規程は、役員及び職員に適用する。

(社会的信用の維持)

第3条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第4条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第5条 この法人は、法令その他の社会的規範及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、適正に事業を運営しなければならない。

2 この法人は、暴力団その他反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

(私的利益追求の禁止)

第6条 役員及び職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止)

第7条 この法人は、利益相反を防止しなければならない。

2 この法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

3 この法人は、利益相反防止のため、役員職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第8条 役員及び職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第9条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第10条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(連携)

第11条 この法人は、資金分配団体、この法人以外の民間公益活動を行う団体その他関係者が、社会の諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築をともにめざす対等なパートナーであるとの認識の下で連携に努めなければならない。

(研鑽)

第12条 この法人の役員及び職員は、社会的課題や民間公益活動の促進に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。